

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 真 昭会 埼玉クリニ ック	川口市東本郷字合ノ 谷九六五	居宅療養管理 指導	平成二十八年三月 三十一日
西青木薬局	川口市西青木二一 六一二九	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成二十八年三月 三十一日
ヘルスケアセイジ ョ ー薬局航空公園西 口店	所沢市喜多町一七 ー 二ウエストハイ ツ 一階	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成二十八年三月 三十一日
J A埼玉県厚生連 久喜総合病院 訪 問看護ステーション	久喜市上早見四一 八 ー	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成二十八年三月 三十一日
GENKI NEX T 春日部八木崎	春日部市八木崎町九 ー 一内藤ビル一F	通所介護 介護予防通所 介護	平成二十八年二月 二十九日
株式会社 愛和 草加営業所	草加市谷塚町八二四 ー 六一〇一	訪問入浴介護 介護予防訪問 入浴介護	平成二十八年三月 三十一日
合同会社コスモス 介護支援サービス	富士見市西みずほ台 一 一五一一	居宅介護支援	平成二十八年四月 三十日